

優良建設コンサルタント等業務表彰（仮称）制度導入のお知らせ

（ 導 入 予 告 ）

令 和 4 年 4 月
山 口 県

建設コンサルタント等や技術者の技術力の向上及び業務成果の品質向上を図るため、令和5年度から、県が発注する建設工事に係る業務委託において、優れた業務を実施した建設コンサルタント等及び技術者を表彰する優良建設コンサルタント等業務表彰（仮称）制度を導入することとしましたので、あらかじめお知らせします。

記

1 対象業務

表彰の対象業務は以下のとおりとする。

- ・ 測量業務
- ・ 土木関係建設コンサルタント業務（発注者支援業務を除く）
- ・ 地質調査業務
- ・ 補償関係コンサルタント業務
- ・ 建築関係建設コンサルタント業務（発注者支援業務を除く）

2 区分

表彰の区分及び対象者は以下のとおりとする。

区分	表彰対象者
優良建設コンサルタント等業務	建設コンサルタント等（県内に本社を有する者又は県内に本社を有しない者にあつては県内の営業所等に一定数の技術者を常駐させている者※）
優秀建設技術者（業務）	優良建設コンサルタント等業務の管理技術者

※県内に本社を有しない者にあつては、当該業務の管理技術者が県内の営業所等に常駐している者である業務に限る

3 対象要件

他の模範となる優良な建設コンサルタント等業務とし、以下のすべてを満たすものであることとする。

- ・ 委託料の額が700万円以上の業務
- ・ 表彰対象者又は表彰対象者のみを構成員とする共同企業体が受注し、表彰の前年度に完了した業務
- ・ 成績評定点が83点以上の業務
- ・ 不適合事由に該当しない業務

なお、詳細については、令和5年3月までに山口県技術管理課のホームページにてお知らせします。

《 山 口 県 技 術 管 理 課 ホ ー ム ペ ー ジ 》

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/>)